

---

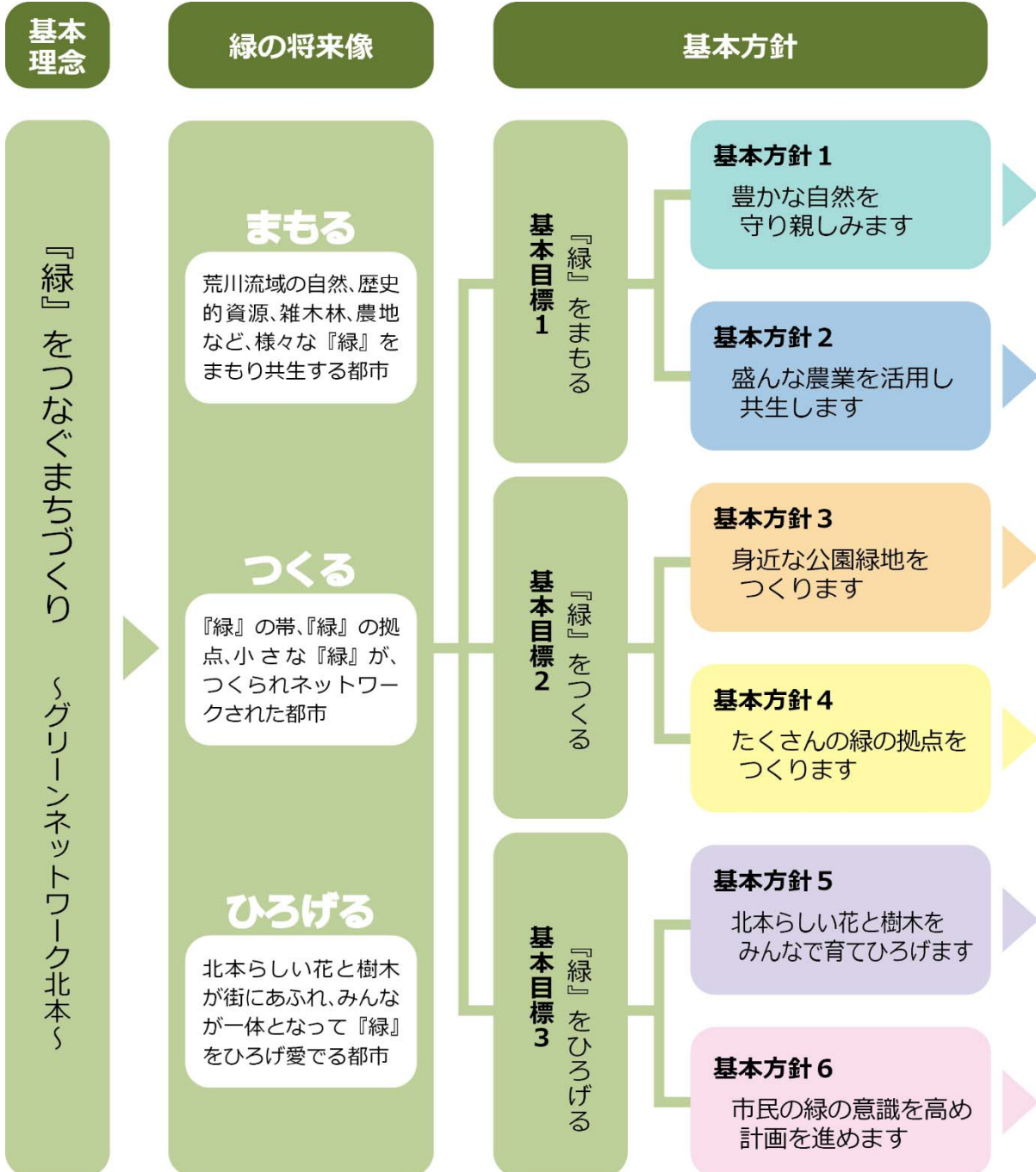
## 第3章 緑の推進施策

---

- 1 推進施策の体系
- 2 緑の推進施策の方針
- 3 計画推進の方針
- 4 緑の地域別構想

# 1 推進施策の体系

基本目標、基本方針に基づき、推進する施策を以下のように定めます。



■ 施策体系（基本理念・緑の将来像・基本方針）

基本  
方針

施策

基本  
方針  
1

基本  
目標  
1

1-1 公園緑地を保全していきます ▶ P20

- 施策 1 保全優先度の高い緑地の検討
- 施策 2 緑地保全地域の指定の推進
- 施策 3 保護地区等の保安全管理の推進
- 施策 4 市民緑地制度の活用
- 施策 5 民有緑地の保全の推進
- 施策 6 緑資源としての文化財の保全
- 施策 7 大規模公園緑地の管理
- 施策 8 樹木の適正な保護管理の推進
- 施策 9 指定管理者制度による管理の推進

1-2 水辺環境を保全していきます ▶ P22

- 施策 10 荒川の広域的な保全の推進
- 施策 11 湧水の保全

1-3 生物多様性を保全していきます ▶ P23

- 施策 12 ビオトープの保安全管理の推進
- 施策 13 郷土種や在来種を用いた緑化の推進

2-1 農地を保全していきます ▶ P24

- 施策 14 生産緑地や農地の有効利用
- 施策 15 生産緑地の活用

2-2 農業と共生していきます ▶ P25

- 施策 16 市民農園の推進
- 施策 17 学校農園の推進
- 施策 18 農業に参加する機会の拡充
- 施策 19 特産品のブランド化による農業振興

基本  
方針  
2

■ 施策体系（基本方針 1・2）

**3-1 身近な緑を増やしていきます** ▶ P26

施策 20 街区公園・近隣公園の拡充  
施策 21 調整池周辺の緑化の推進

**3-2 利用しやすい緑を増やしていきます** ▶ P27

施策 22 ニーズにあわせた公園緑地の整備推進  
施策 23 公園緑地の防災機能の強化

**4-1 緑の拠点を整備していきます** ▶ P28

施策 24 学校の緑化の推進  
施策 25 公共公益施設における特色ある緑化の推進  
施策 26 中小河川における緑の拠点づくりの検討  
施策 27 中小水路における自然再生の検討

**4-2 緑のネットワークを形成していきます** ▶ P29

施策 28 緑道・サイクリングロードの整備  
施策 29 街路樹・植樹帯などによる緑化の推進

■ 施策体系（基本方針 3・4）

基本方針

施策

基本方針5

5-1 暮らしやすい街並みをひろげていきます ▶ P30

- 施策 30 隣接する緑の一体的な整備の促進
- 施策 31 緑地協定の推進

5-2 民有地における緑をひろげていきます ▶ P31

- 施策 32 住宅地の緑化促進
- 施策 33 工業地・商業地における緑化推進

基本目標3

基本方針6

6-1 知識の醸成やリーダー育成を進め、市民が参画できるしくみをつくります ▶ P32

- 施策 34 園芸講習会の開催
- 施策 35 緑のなんでも相談窓口の開設
- 施策 36 リーダーやボランティア団体の育成と充実強化
- 施策 37 様々な主体による管理活動の実施
- 施策 38 雑木林育成事業への市民参画
- 施策 39 花いっぱい運動推進事業の実施
- 施策 40 北本市緑と花のまちづくり基金の拡充
- 施策 41 地域の緑を地域でまもるためのしくみづくり

6-2 緑に親しむ場を育てアピールし、計画を進めるための取り組みを行っていきます ▶ P34

- 施策 42 公園緑地に親しむイベントの開催
- 施策 43 スポーツ・レクリエーションイベントの開催
- 施策 44 緑のコンクール、表彰の実施
- 施策 45 緑のPR、広報活動の充実
- 施策 46 緑の現況調査の実施
- 施策 47 生物多様性モニタリングの実施
- 施策 48 緑の基本計画アクションプランの検討
- 施策 49 生物多様性地域戦略の検討

■ 施策体系（基本方針5・6）

## 2 緑の推進施策の方針

基本目標 1 『緑』をまもる

基本方針 1 豊かな自然を守り親しみます

### 1-1 公園緑地を保全していきます

北本市の豊かな自然を将来にまもっていくため、公園緑地を保全していきます。また、効率よく保全するためには公園緑地に優先度をつけ効果的に保全を進めます。さらに、将来にわたって保全するために様々な制度を活用し担保性の向上を図ります。

なお、公園緑地の緑の『量』をまもっていくだけではなく、その『質』をまもり向上させるため、適正な管理を進めます。

#### 施策 1 保全優先度の高い緑地の検討（新規）

市内における公園緑地を対象に、自然環境の現状や保全の現状等を踏まえ保全に関する現状評価をした上で保全優先度を検討します。また、その結果に基づき、公園緑地における保全策の見直しを行うとともに、担保されていない重要な緑についての保全策の検討など優先度に応じた施策を展開します。

#### 施策 2 緑地保全地域の指定の推進

風致または景観が優れているなど重要な緑地について保全を行う緑地保全地域については、社寺林等における指定の検討を進めます。

#### 施策 3 保護地区等の保全管理の推進

保護地区については、現在、高尾阿弥陀堂と西後の2箇所が指定されており、今後も指定を継続し積極的な維持管理を進めます。また、施策1（保全優先度の高い緑地の検討）を踏まえ、良好な自然環境を有する緑地については積極的な指定を進めます。なお、高齢化などが今後問題となる中で保護管理の方策についても検討を進めます。



#### 施策4 市民緑地制度の活用

---

市民緑地は、現在4箇所が指定されており、今後も指定を継続し積極的な維持管理を進めます。また、契約申し出のあった緑地のうち、施策1（保全優先度の高い緑地の検討）を踏まえ、特に重要なものや維持管理が現実的に可能なものについては積極的な制度の活用を進めます。なお、高齢化をはじめとするボランティアの人材不足など、今後問題となる保護管理の方策についても検討を進めます。

#### 施策5 民有緑地の保全の推進

---

北袋地区、解脱会・天神社・真福寺・寿命院等の社寺林の緑地をはじめ市内に点在する社寺林やまとまった緑地、公開空地などの優れた歴史的風土と一体となった緑地については、将来的にも緑地として保存がなされるよう所有者との連携を進めます。また、施策1（保全優先度の高い緑地の検討）を踏まえ、特に良好な自然環境を有する箇所については、担保力の強化を含めて検討を進め、中でも緊急性が高いと考えられる雑木林については、公有地化の検討を進めます。

#### 施策6 緑資源としての文化財の保全（新規）

---

天然記念物である石戸蒲ザクラ、デーノタメ遺跡、高尾河岸跡、多聞寺・天神社などの中山道の地域資源といった、緑をとまなう歴史的・文化的資源を緑の資源として保全等に配慮します。

#### 施策7 大規模公園緑地の管理

---

北本総合公園、北本自然観察公園、北本水辺プラザ公園、荒川河川敷及び周辺緑地、北本中央緑地、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地など、市の骨格となり広い誘致圏を有する公園緑地については、自然環境としての適切な管理による緑の質を向上します。また、高齢化などの社会状況の変化に合わせたレクリエーションや防災機能を含めた公園施設の機能強化を進めます。

#### 施策8 樹木の適正な保護管理の推進（新規）

---

公園緑地にある木々や街路樹、保護樹木などについては、災害時の被害低減のために定期的な診断や対策を進めます。対策は所有状況によっても異なるため、基本的な樹木管理の考え方を整理した上で具体的な安全管理を進めます。

#### 施策9 指定管理者制度による管理の推進

---

多様化する市民ニーズに効果的、効率的に対応するため、指定管理者制度を活用し、地域の特性を活かした運営の実施や積極的な魅力発信を推進します。

## 1-2 水辺環境を保全していきます

荒川は、市内を流下する唯一の大規模河川で、近隣自治体も含めた広域的な緑として重要な骨格となっています。

また、市内に点在する谷津に存する湧水は、多様な生きものが生息生育する貴重な場になっており、その保全が求められています。

そのため、これらの様々な水系や水辺を近隣地域と連携しながら保全していきます。

### 施策 10 荒川の広域的な保全の推進

荒川河川敷においては、「荒川河川敷の保全と利用のあり方（平成 8 年 2 月）」や「荒川水系河川整備基本方針（平成 19 年 3 月）」、「荒川水系河川整備計画（策定中）」の、広域的な整備や保全の方針にあわせ、多様な生物の生息生育環境の保全再生や、都市における貴重な自然空間の保全を、隣接自治体と連携して進めます。

### 施策 11 湧水の保全（新規）

市内には台地を開析した浅い谷が入り組み、西部を中心に多くの湧水が認められ、生物多様性の核の一つとなっていますが、土地利用の変化をはじめとする様々な理由により湧水地点の消失や湧水量の減少が危惧されています。湧水地の詳細な現状を把握した上で、保全方策の検討を行い、積極的な湧水の保全と活用を進めます。



北本水辺プラザ公園



## 1-3 生物多様性を保全していきます

平成 22 年の COP10 以降、生物多様性の重要性が大きく取りあげられるようになり、生物多様性の確保のための取り組みを進め、生物多様性に配慮した都市づくりを行うことが求められています。

北本市においては、大規模な公園緑地や河川、谷津、ビオトープなど、様々な場所でその保全が進められてきましたが、今後も生物多様性の保全に向けて、ビオトープの保全管理や本市の緑の特徴を活かした緑化の推進などを進めていきます。

## 施策 12 ビオトープの保全管理の推進

野生動植物の重要な生息生育環境となっている北本自然観察公園をはじめ、石戸特別緑地保全地区、高尾阿弥陀堂保護地区、高尾宮岡ふるさとの景観地などの緑地においては、積極的な維持管理を進めます。また、民地を含めた規模の小さな緑地や中小河川、池沼、湧水など、市内に点在するビオトープ空間についても、施策 1（保全優先度の高い緑地の検討）を踏まえ、良好な自然環境を有する場所については、積極的な保全管理を進めます。さらに、具体的な保護管理の方策についても検討を進めます。

## 施策 13 郷土種や在来種を用いた緑化の推進

生物多様性の保全や地域の特色づくりのため、公園緑地や道路、公共施設緑地、学校などにおいて、郷土種や在来種を用いた緑化を推進します。



高尾さくら公園

## 基本目標 1

## 『緑』をまもる

### 基本方針 2

### 盛んな農業を活用し共生します

#### 2-1 農地を保全していきます

農地は、北本市の面積の約3割を占めています。しかし、本市の農地は年々減少し市街化が進む傾向があることから、農地の保全は緑の保全を進めるにあたっての最も重要な視点の一つとなります。

そのため、生産緑地や農地を有効に活用することにより農地の担保性を向上し、将来にわたっての保全を進めていきます。

#### 施策 14 生産緑地や農地の有効利用

市街化区域に点在する生産緑地や市街化調整区域の農地は、災害時などにおいて利用することも併せて検討します。

#### 施策 15 生産緑地の活用

都市環境保全や災害防止などの機能を有する生産緑地は、地域制緑地の大きな割合を占め緑の保全に対する大きな役割を持っていることから、可能な限り買い取り請求に対応し生産緑地の活用を進めます。



## 2-2 農業と共生していきます

農地の保全に向けては、将来にわたり担保するだけでなく、その農地が生産者や市民などに有効に活用されることが重要です。

そのため、市民農園や学校農園などにより、市民や子どもに対して農業に触れ合う機会を拡充していくとともに、その機会拡充のための方策を検討していきます。

一方で、農作物を活用した特産品のブランド化などによる産業としての農業の拡充を図り、持続可能な農地の保全を後押ししていきます。

### 施策 16 市民農園の推進

農地の保全活用や遊休農地の有効利用の観点から、公共施設緑地としての市民農園の整備を検討します。

### 施策 17 学校農園の推進

小中学校の校内校外にある学校ファームを活用し、子どもの農業体験や地域農業についての学習などの食育を推進します。また、近隣の農家と協力した地域学習なども推進します。

### 施策 18 農業に参加する機会の拡充（新規）

農地の活用方法として、作業や収穫などの農作業に市民が参加でき、営農形態を保持しながら農家と市民とがふれあうことができ、市民の農業参加や意識啓発につながるような、体験農園的な利活用方法を検討し、農業に参加する機会の拡充を図ります。

### 施策 19 特産品のブランド化による農業振興

北本市での生産に適した農作物を活用し、地域農業を盛り上げるための地産地消を進めるとともに、ブランド化や商品開発による産業振興と営農継続を推進します。

## 基本目標 2

## 『緑』をつくる

### 基本方針 3

### 身近な公園緑地をつくります

#### 3-1 身近な緑を増やしていきます

身近な公園緑地は、市民の憩いの場となるだけでなく防災や景観といった様々な機能を持ちますが、市街化区域においても徒歩圏域から外れた場所があるなどまだ不足しているのが現状です。

厳しい財政状況やまとまった用地の確保など様々な課題がありますが、今後も公園緑地を整備していきます。

#### 施策 20 街区公園・近隣公園の拡充

街区公園や近隣公園については、市街化区域のうち徒歩圏域から外れた地域を中心に公園の整備を進めます。また、既設の公園においては、さらに植栽や緑化を進め、公園の質の向上をめざします。なお、借地公園については、用地の公有地化を検討します。

#### 施策 21 調整池周辺の緑化の推進

土地区画整理事業に伴って整備される調整池については、緑のネットワークや生物多様性の拠点となり地域住民の憩いの場となり得ることから、安全を考慮した上での整備を進めます。なお、既存の調整池についても、他事業と併せて可能な限り緑化を推進します。



北本市子供公園



### 3-2 利用しやすい緑を増やしていきます

既存の公園緑地のうち、市街化区域にあるものについては面積が小さく、画一的な公園が多くなっています。公園面積の拡張を検討しつつ、ニーズにあわせた機能転換により効果的な公園の改修を進めています。

また、防災機能を強化し、大規模災害に備えています。

#### 施策 22 ニーズにあわせた公園緑地の整備推進

既設の街区公園は、個々の面積が小さく画一的に整備された公園が多いため、健康づくりや防災など、より幅の広い活用ができるような機能の向上が求められます。そのため、街区公園の面積の拡張を検討しつつ、利用状況や地域のニーズを踏まえながら、施設更新の機会を捉えて部分的、全面的な改修による機能転換を実施し、多様なニーズへの対応を図ります。

#### 施策 23 公園緑地の防災機能の強化

大規模災害時には、避難所や防災拠点だけではなく小規模な公園緑地も防災上の役割を担うため、延焼遮断効果のある樹種の植栽や防災施設の設置など、その必要性に応じた機能強化を図ります。



南団地西公園

## 基本目標 2

## 『緑』をつくる

### 基本方針 4

### たくさんの緑の拠点をつくります

#### 4-1 緑の拠点を整備していきます

地域の緑の核となる公園緑地の整備に加え、緑のコミュニティの核となっている市内に点在する学校や公共公益施設、中小河川なども緑の拠点と位置づけて、地域住民に育まれる緑を整備していきます。

#### 施策 24 学校の緑化の推進

学校におけるグラウンドや植栽地の機能、規模、管理の充実を今後とも進めます。なお、シンボルツリーの植栽と管理を続け、地域の歴史や景観に馴染んだ学校ごとに特色ある緑化を進めます。また、子どもたちが生きものとふれあうことができ自然について学ぶ場所として、児童・生徒の参加による学校ビオトープの整備を推進し、市内のエコロジカルネットワークの拠点として保全します。

#### 施策 25 公共公益施設における特色ある緑化の推進

市役所、公民館、福祉センター等の公共公益施設については、地域におけるコミュニティの核になる場所であることから、屋上緑化、壁面緑化、ビオトープ整備など、都市における緑を『つくる』取り組みのモデルとして、郷土種や在来種を用いた地域住民に親しまれるような緑化を進めます。また、新設が難しい地域においては、都市公園の代替緑地となるような、緑化を進めます。

#### 施策 26 中小河川における緑の拠点づくりの検討

中小河川においては、親水護岸や散策路、緑道等の検討や、緑のネットワークの重要な要素として生物多様性やレクリエーションも含めた整備の検討を行います。また、近隣自治体との連携も視野に入れ、地域として一体的な景観形成をめざした河川整備を検討します。

#### 施策 27 中小水路における自然再生の検討

市内を流れる中小水路において、野生動植物の生息生育環境の創出を目的とした自然性の高い草地や湿性植物群落の自然再生の検討をします。また、中小水路周辺においても、水路改修事業等に併せて生物多様性に配慮したビオトープ空間の設置や再自然化を検討します。



## 4-2 緑のネットワークを形成していきます

それぞれの公園緑地が点在するだけでは十分な『緑』としての機能を果たすことが出来ません。そこで、緑道やサイクリングロード、街路樹などにより緑の拠点をつなぎ、緑のネットワークを形成していきます。

市内に点在する様々な緑が互いに連続しエコロジカルネットワークが形成されることにより、豊かな自然環境が醸成され多様な生きものとの共生が図られた都市を実現します。

## 施策 28 緑道・サイクリングロードの整備

主要な公園緑地や河川などを日常的なレクリエーションの場として機能させることをめざし、緑道やサイクリングロードの整備を進めます。

## 施策 29 街路樹・植樹帯などによる緑化の推進

桜並木などの特色ある道路景観の創出とともに、郷土種や在来種を含めた樹種の選定により、自然と調和したネットワークの形成と地域の景観に馴染んだ道路景観を創出し、管理を進めます。また、一体的な沿道緑化という視点から、道路における緑化だけではなく隣接する民有地の緑化と一体的な景観を形成し、協力しながら事業を推進します。



## 基本目標3 『緑』をひろげる

### 基本方針5 北本らしい花と樹木をみんなで育てひろげます

#### 5-1 暮らしやすい街並みをひろげていきます

雑木林や社寺林、屋敷林、農地、生垣、街路樹など、様々な主体が小さな緑を増やしていくことは、北本の街並みを緑豊かに彩っていくことにつながります。このような取り組みは、公園緑地や街路樹などの公共の緑を増やすだけでなく、そこに隣接する民地の緑を市民の協力によって育て一体感を持たせることにより実現します。

そのため、公共施設と隣接する緑の緑化の推進や積極的な緑地協定の締結などを進め、暮らしやすい街並みの形成を図ります。

#### 施策30 隣接する緑の一体的な整備の促進

公共施設と隣接する民有地の緑や農地と屋敷林・樹林地などの隣接する緑に関しては、可能な限り一体的な街並み形成がなされるような緑化を促進します。

#### 施策31 緑地協定の推進

緑地の保全や緑化が図られ地域の環境や景観のレベルが向上する緑地については、今後土地所有者等の合意による積極的な協定締結を進めます。

## 5-2 民有地における緑をひろげていきます

北本らしい花や緑を育てひろげるためには、公共空間だけではなく住宅地や工場、商業地などの民有地における緑化の取り組みも必要となります。

そこで、住宅地においては市民一人ひとりが緑化活動を進め、行政は様々な形でその活動を支援していきます。また、工業地や商業地などにおいては接道部を中心とした緩衝緑地などの緑化を推進していきます。

## 施策 32 住宅地の緑化促進

住宅地の緑化については、緑地協定や地区計画制度などの活用により、市街地での塀やフェンスの生垣化、住宅敷地内の緑化・植栽、駐車場の緑化、ベランダや窓辺の緑化などを促進し、緑のボリュームのある街並みの形成を進めます。また、共同住宅においては公開空地の確保、接道部のオープンスペースの確保、壁面・屋上緑化などを推進します。

## 施策 33 工業地・商業地における緑化推進

工業地・商業地の緑化については、公開空地の確保、接道部のオープンスペースの確保とともに、敷地外周や駐車場の緑化、接道部の植栽、壁面・屋上緑化などを推進します。



## 基本目標3 『緑』をひろげる

### 基本方針6 市民の緑の意識を高め計画を進めます

#### 6-1 知識の醸成やリーダー育成を進め、市民が参画できるしくみをつくります

緑に関わる様々な取り組みを将来にわたって持続的に進めるためには、緑に関わる知識を増やし様々な活動のリーダーとなる人材を育成することが必要です。そのための各種講習会などを継続して開催していきます。

また、これまでに実施してきた緑化に関わる様々な事業を継続し今後も緑化を進めるとともに、関連する主体との情報共有や保全策の検討を進めるためのしくみをつくっていきます。

#### 施策34 園芸講習会の開催

市内の緑の充実のためには、市民一人ひとりの参画が必要なため、花木の手入れ等の講習会や緑のカーテンを含む小さな緑化に関わる勉強会を開催し、家庭における緑化を推進します。

#### 施策35 緑のなんでも相談窓口の開設

緑に関する市民活動の支援や相談の窓口を設置し、緑化や花木の育て方、緑のリサイクル、身近な野外活動などについて、様々な緑に関わる相談を受け付け市民の緑に関わる問題解決と意識の醸成を図ります。

#### 施策36 リーダーやボランティア団体の育成と充実強化

公園緑地の清掃・管理を行うボランティア団体との一層の連携を図り、助成に関わる情報提供や支援を行うとともに、養成講座などの実施により地域特有の管理技術の継承やリーダーとなる市民の育成を図ります。

#### 施策37 様々な主体による管理活動の実施

公園緑地や花壇をはじめ都市公園や公共公益施設における緑の管理活動に関しては、ぴかぴか北本おまかせプログラム（アダプト・プログラム）の活用を進めます。今後も、地域住民、学校、事業者など様々な主体の受け入れを積極的に推進し、環境学習や生涯学習の一環とするとともに地域の緑の意識の向上を図ります。

### 施策 38 雑木林育成事業への市民参画

---

地域の歴史を反映した地域資源である雑木林においては、適切に維持管理していくために更新・管理・再生を進めます。なお、事業推進にあたっては、市民、事業者、ボランティア団体を含め多様な主体が参画できるように進めます。

### 施策 39 花いっぱい運動推進事業の実施

---

公共空地や公園を利用し、地域活動として花いっぱい運動を推進します。事業の推進にあたっては、必要な花苗や花の種等の援助や地域の特性に応じた花壇づくり、運動推進のための助言などを行っていきます。また、子どもから高齢者まで幅広い世代の市民や事業者など、様々な主体の参画による事業推進も検討します。

### 施策 40 北本市緑と花のまちづくり基金の拡充

---

北本市緑と花のまちづくり基金については、その一層の充実を図り緑化に対する普及啓発活動などを推進し、助成・援助・支援を検討します。

### 施策 41 地域の緑を地域でまもるためのしくみづくり（新規）

---

地域の財産である北本市の緑を将来にわたって保全し維持管理していくためには、行政だけではなく市民、事業者、ボランティア団体などの各種団体、教育機関、学識経験者など、地域に関わる多様な主体の参画が必要です。各主体が連携し、情報の共有・交換や保全策の検討などを行い、効果的な緑の保全と緑化の推進のためのしくみをつくりま

## 6-2 緑に親しむ場を育てアピールし、計画を進めるための取り組みを行っていきます

北本の緑を良くしていくためには市民一人ひとりの意識の向上が欠かせません。そこで緑に関わる様々なイベントやコンクールなどを行い、市民の緑に関する活動のサポートや市民意識を向上し幅広い普及啓発活動を行っていきます。また、必要に応じて緑や生物多様性の現状を把握する調査を実施します。

さらに、本計画を進めるためにより具体的な施策の行動計画を定めたアクションプランを検討し具体的な取り組みを進めていきます。なお将来的には緑だけでは収まらない生物多様性に関わる行動計画として、生物多様性地域戦略を検討し地域の課題を横断的・総合的にとりまとめ解決していきます。

### 施策 42 公園緑地に親しむイベントの開催

公園緑地めぐり、写生・写真大会、雑木林に親しむ会、みどりのフェスティバルなどの緑に関わるイベントや、さくらまつり、きくまつりなどのお祭りや展示会の開催を積極的に推進し、市民が緑にふれあうことができる機会を増やすとともに市民意識を醸成します。

### 施策 43 スポーツ・レクリエーションイベントの開催

公園緑地における各種スポーツ大会やラジオ体操、ウォーキングイベントなどを実施し、子どもから高齢者まで様々な世代の市民が緑の中で体を動かし楽しむ機会を増やします。また、魅力的なウォーキングコースの設定により、市内外の方が今以上に市内の緑の魅力を楽しむことができるウォーキング大会等を実施します。

### 施策 44 緑のコンクール、表彰の実施

地域の自治会や各種団体、学校、職場等が参加できる緑化コンクールや写真コンクール、ビオトープコンクールなどの各種コンクールを開催するとともに、優れた都市緑化の取り組みや緑や花づくりに関わる自主的、自発的な取り組みを表彰し、様々な主体の緑に対する関心や意欲を高めます。





#### 施策 45 緑のPR、広報活動の充実

---

市民の緑に対する知識を深め行政の緑に対する取り組み等を理解してもらうため、また、市民による緑地や生物多様性の保全、公園緑地のボランティア活動、緑のリサイクルなど様々な緑に対する活動の普及啓発や意識向上のため、緑化に関するパンフレットやリーフレット、樹木管理の手引き書などを発行します。これらについては、広報や広告、回覧板などの紙媒体に加え、ホームページやソーシャルメディアなどの電子媒体も積極的に活用し、多様な世代に向けた双方向型の情報発信を進めます。

#### 施策 46 緑の現況調査の実施（新規）

---

公園緑地をはじめとする市内にある様々な緑については、その分布の経年的な変化や個々の緑の現況などを詳細に把握することで、緑に関わる基本的な情報を集積し、今後の緑の保全や創出に役立てていくことができます。そのため、緑の現況調査については5年おきの調査を実施します。

#### 施策 47 生物多様性モニタリングの実施（新規）

---

緑の現状だけでなくそこに息づく動植物や、地形・水系を含む生態系の営みによってもたらされる生物多様性については、その現状を把握し積極的に保全していくため、その基礎的な情報収集としての専門家による生物多様性モニタリング調査を実施します。

#### 施策 48 緑の基本計画アクションプランの検討（新規）

---

本計画は、樹林地、草地、水辺など都市における緑地の適正な保全と緑化の推進方策に関する目標や講ずる施策について定めるマスタープランであり、その積極的な推進のために、より具体的に、誰が、何を、いつ行うのかを示す行動計画を検討します。

#### 施策 49 生物多様性地域戦略の検討（新規）

---

生物多様性の保全については、緑施策や環境保全施策はもちろん産業振興や地域経済など多種多様な分野に関連し、それらの共通の枠組みとして捉える必要があります。部分的な施策だけでは対応しきれない地域における生物多様性に関する幅広い問題や課題を、様々な施策から横断的・総合的にとりまとめ解決していくことを目的に、生物多様性地域戦略を検討します。

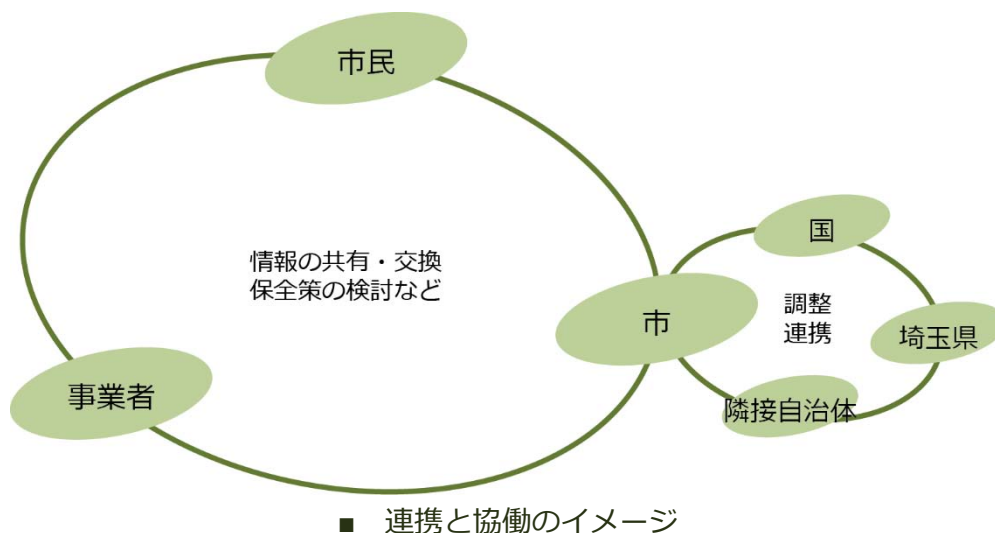
### 3 計画推進の方針

#### (1) 推進体制

##### ア 様々な主体の連携と協働による取り組みの推進

緑の将来像の実現に向けて、この緑の基本計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民、行政、事業者などによる個々の積極的な取り組みはもちろん、それらの主体間の連携や参画、協働による取り組みが欠かせません。また、前項で示した施策のうち、保全の方向性を定めるものや民有地に関わるものについては、市民や関係者を含む多くの関連主体による合意形成が必要不可欠です。

そこで、各主体が連携し、情報の共有・交換や保全策の検討などを行い、効果的な緑の保全と緑化の推進をしていきます。



※ 北本市自治基本条例では市民の中に事業者を含みますが、本計画では市民と事業者を分けて役割をもたせます。

## イ 各主体の主な役割

緑の基本計画の取り組みを推進するにあたっては、各主体は主に以下のような役割を担います。

### ● 市民

---

- ・ 緑の保全や関連活動への積極的な参加・参画。
- ・ 地域における身近な緑づくり。
- ・ 地域における連携や調整。
- ・ 本計画や各種関連施策の理解と協力。

### ● 市

---

- ・ 緑の基本計画の取り組みの推進。
- ・ 本計画や緑施策に関わる普及啓発と、関連する主体への働きかけや協力。
- ・ 本計画に関わる様々な調整（庁内・庁外を含む）の実施。
- ・ 各種活動の実施によるリーダーの育成。
- ・ 市民講座の実施や講師派遣などによる普及啓発活動。
- ・ 国、県、隣接自治体との調整や連携と、関連事業に対する働きかけと協力。

### ● 事業者

---

- ・ 緑の保全や関連活動への積極的な参加・参画。
- ・ 地域における身近な緑づくりへの協力や、場の提供。
- ・ 地域の緑の保全活動への参加。
- ・ 緑に配慮した取り組みや事業の実施。
- ・ 本計画や各種関連施策の理解と協力。

## (2) 進捗管理

本計画で定めた様々な取り組みを着実に実践し、同時に本計画の継続的な改善を図っていくために、進捗管理のしくみを導入する必要があります。

進捗管理のしくみは、Plan（計画の立案）、Do（施策や取り組みの実施）、Check（進捗状況の把握・点検・評価）、Action（計画や取り組みの見直し）からなる、PDCA サイクルを基本とします。

具体的には、施策を進めるとともに、本計画の施策の実効性を高めるための施策の展開について内容や手順を示したアクションプランを策定し、具体的な施策を実施し、施策の進捗状況の把握と点検・評価を行い、アクションプランなどの見直しを行っていくものとします。

また、第1章で述べたように、本計画の見直しについては、平成 29 年度から平成 40 年度の 12 年間の計画期間の中間年度において実施します。



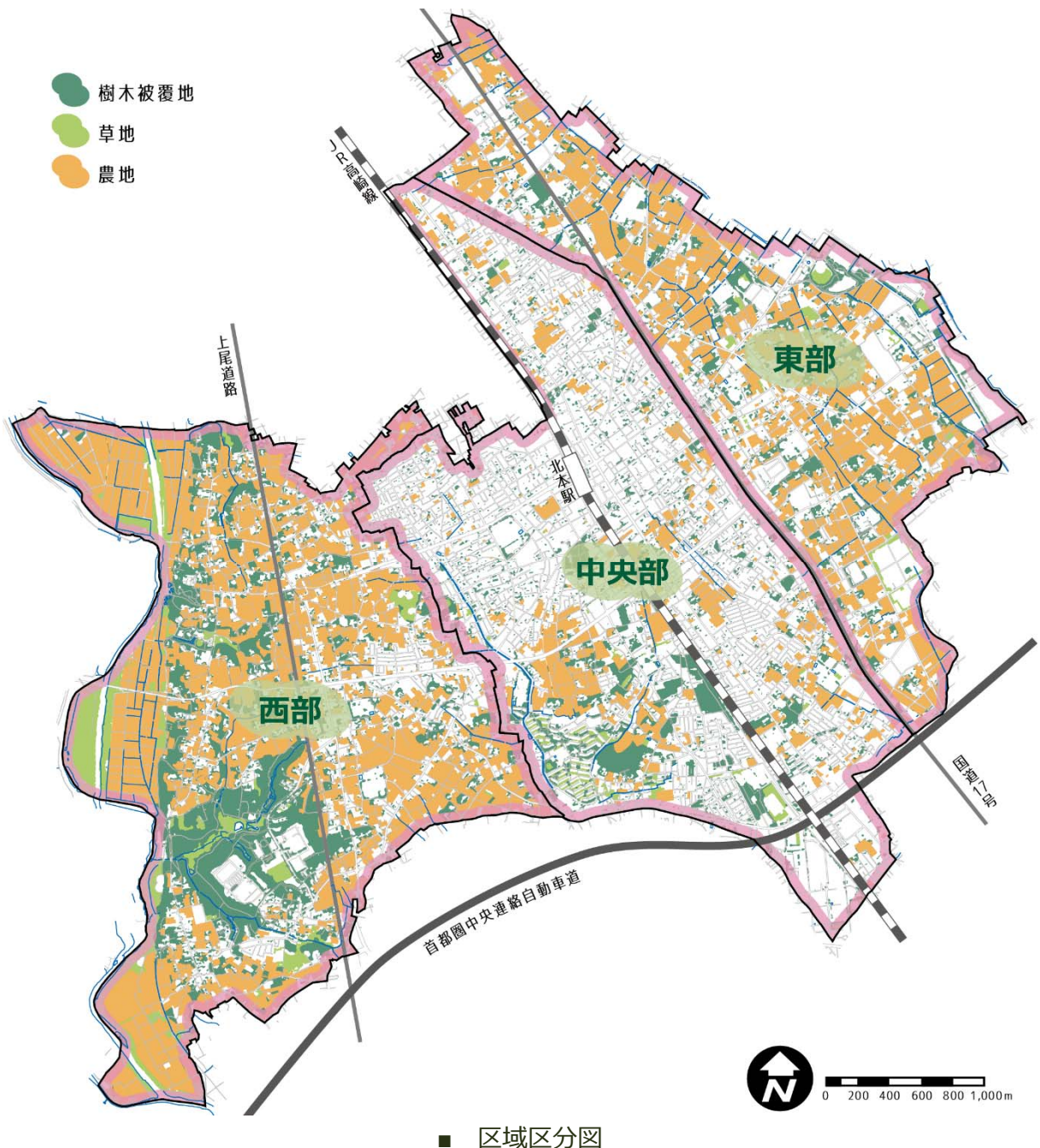
- PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

## 4 緑の地域別構想

### (1) 地区の設定

北本市の緑の現況や将来像を鑑みると、北本市の緑は住宅が密集する中央部の市街化区域と、その東側の水田が多い東部地域、さらに市街化区域の西側の畑地と雑木林と荒川からなる西部地域の3つに大別できます。

次項では、その地域ごとに、将来的な緑の方向性や主な施策について整理しました。





## (2) 地区別の施策構想

### ア 東部

#### 水辺と水田がつくる水のエリア

##### ● 目標像

- ・ 河川や水路における多自然整備や自然再生が行われ、レクリエーション利用が進むとともに、広大な水田景観と工場や社寺などの民地の緑を一体的に保全するエリア。

##### ● 地区における主な方針

###### (まもる)

- ・ 民有地の緑としては、比較的担保性が高い社寺の緑については、土地所有者と協力して緑の保全に努めるとともに、緑の質の向上や、公益的な視点での緑の活用を目指していきます。
- ・ まとまった緑であり地区の緑の拠点である北本総合公園については、適正な管理を進めるとともに、ビオトープの保全などを進めていきます。
- ・ 地区における緑の大部分が水田であることから、土地所有者と連携して水田を減らさないよう取り組んでいきます。
- ・ 地場物産館は、地域農業の発信の場として、地場製品の販売や緑のPRなどにより、内外に対しての情報発信を進めていきます。

###### (つくる)

- ・ まとまった緑が少ないことから、点在する学校や公共施設における緑化に力を入れていきます。学校においては、植栽地の機能、規模、管理の充実による、地域の小さな緑の拡充を図り、また、公共施設では、地域におけるコミュニティの核になる場所として、地域住民に親しまれるような緑化を進めます。
- ・ 赤堀川においては、親水護岸や散策路、緑道等の検討や、緑のネットワークの重要な要素として生物多様性やレクリエーションも含めた整備の検討を行います。また、近隣自治体との連携も視野に入れ、地域として一体的な景観形成をめざした河川整備を検討します。

###### (ひろげる)

- ・ いくつかの工場がまとまっており、行政と事業者が協働で、地域の緑の核としての、緩衝緑地の整備、敷地外周や駐車場の緑化、接道部の植栽、壁面・屋上緑化などを推進します。





■ 東部における主な取り組み箇所

## 緑にあふれる都市緑化のエリア

### ● 目標像

- ・ 市民が利用しやすい機能的な都市公園が整備され、公共施設や学校で特色ある緑化が進み、生産緑地や雑木林等の都市空間において多様な主体が緑化を進めるエリア。

### ● 地区における主な方針

#### (まもる)

- ・ 市民緑地は、今後も指定を継続し積極的な維持管理を進めます。
- ・ 民有地の緑として比較的担保性が高い社寺の緑については、土地所有者と協力して緑の保全に努めるとともに、緑の質の向上や、公益的な視点での緑の活用を目指していきます。
- ・ デーノタメ遺跡、多聞寺・天神社などの中山道の地域資源といった、緑をともなう歴史的・文化的資源を緑の資源として保全します。
- ・ 点在する生産緑地は、都市環境保全や災害防止などの機能を有し、緑の保全に対する大きな役割を持ちます。さらに、この地区の緑の大きな割合を占めることから、災害時などにおいて利用することを検討するとともに、可能な限り買い取り請求に対応していきます。

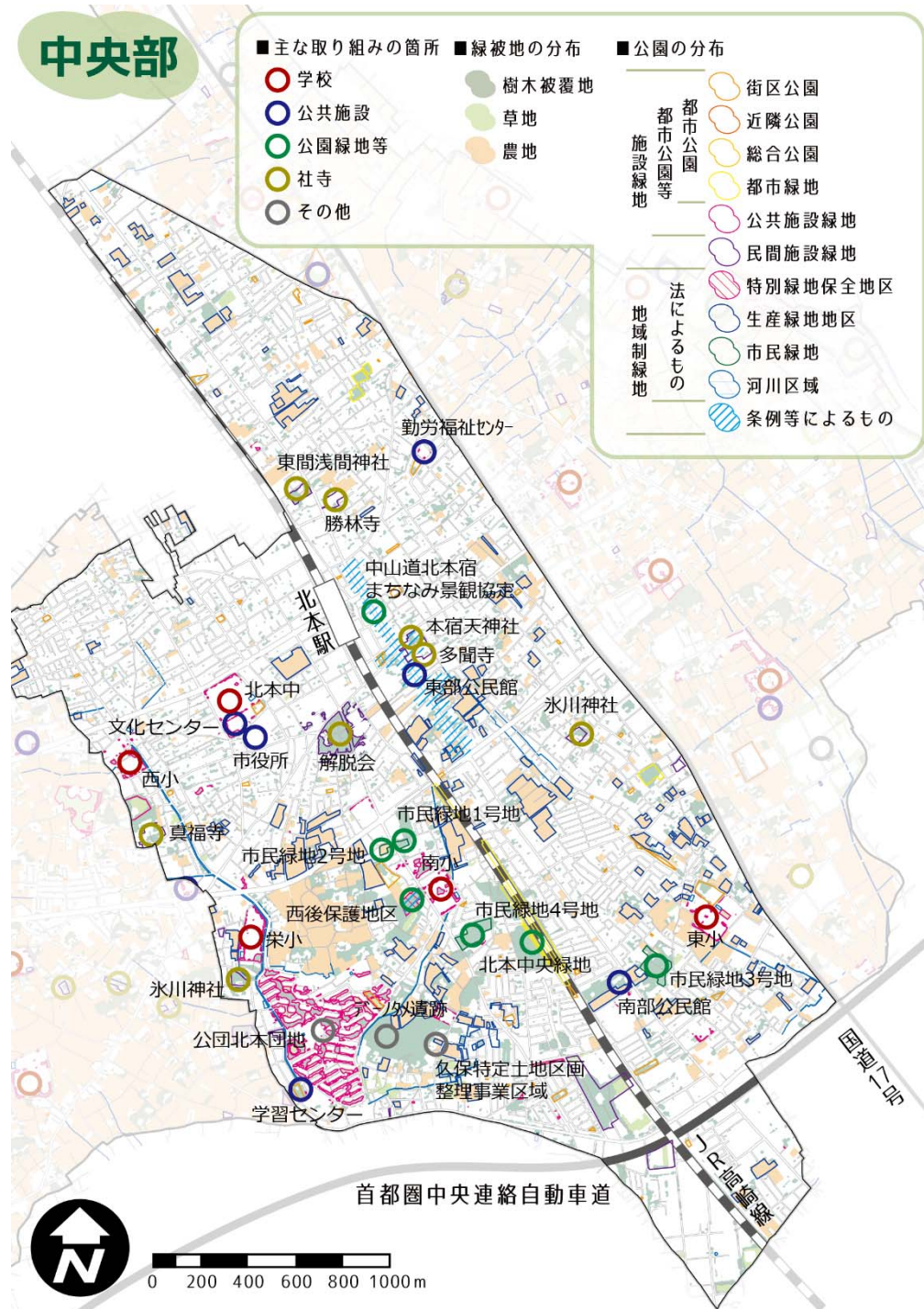
#### (つくる)

- ・ 都市公園については、自宅から歩いて行くことができる範囲を中心に公園の整備を進めるものとし、東間6丁目、本宿7丁目、首都圏中央連絡自動車道の上部、久保特定土地区画整理事業などで公園の開設をします。
- ・ 既設の都市公園においては、利用状況や地域のニーズを踏まえながら、施設更新の機会を捉えて部分的、全面的な改修による機能転換を実施し、健康づくりや防災など多様なニーズへの対応を図り、質の向上をめざします。
- ・ 学校においては、児童・生徒の参加による学校ビオトープの整備を推進し、市内のエコロジカルネットワークの拠点として保全します。
- ・ 公共公益施設は、地域におけるコミュニティの核になる場所であることから、都市における緑を『つくる』取り組みのモデルとして、郷土種や在来種を用いた地域住民に親しまれるような緑化を進めます。
- ・ 桜並木などの特色ある道路景観の創出とともに、郷土種や在来種を含めた樹種の選定により、自然と調和したネットワークの形成と地域の景観に馴染んだ道路景観を創出し、管理を進めます。



(ひろげる)

- ・住宅地については、緑地協定や地区計画制度などの活用により、市街地での塀やフェンスの生垣化、住宅敷地内の緑化・植栽、駐車場の緑化、ベランダや窓辺の緑化などを促進します。
- ・地区の拠点である公園緑地においては、地域住民の参画による適正な管理を進め、緑の質を向上することで、より多くの市民の活用を進めます。



■ 中央部における主な取り組み箇所

## 雑木林と畑地がつくる緑のエリア

### ● 目標像

- ・ 大規模緑地や谷津が点在するとともに、市民に親しまれる農地が広がり、それらと隣接する雑木林や屋敷林を含めた一体的な連続性を持った緑として保全するエリア。

### ● 地区における主な方針

#### (まもる)

- ・ 北袋神社付近においては、核となる拠点としての機能を持たせ、将来にわたって担保していくために、様々な制度を活用した、緑地の担保性の向上を図ります。
- ・ 民有地の緑として、比較的担保性が高い社寺の緑については、土地所有者と協力して緑の保全に努めるとともに、緑の質の向上や、公益的な視点での緑の活用を目指していきます。特に、天然記念物である石戸蒲ザクラや、高尾阿弥陀堂のエドヒガンザクラなどの文化財は、重要な緑の資源として社寺の緑と一体的に保全します。
- ・ 北本自然観察公園周辺は、さまざまな緑がまとまりを持って存しており、この地区だけではなく北本市における最大級の緑の拠点となっています。将来にわたって、良好な自然環境を保全していくため、関連する主体が協力し、多様な主体の参画のもと、一体的な緑として適切な管理を進めていきます。
- ・ 荒川河川敷においては、広域的な整備や保全の方針にあわせ、多様な生物の生息生育環境の保全再生や、都市域における貴重な自然空間の保全を、隣接自治体と連携して進めます。
- ・ 点在する湧水については、湧水地の詳細な現状を把握した上で、保全方策の検討を行い、積極的な湧水の保全と活用を進めます。
- ・ 点在する学校や公共施設においては、郷土種や在来種を用いた緑化などにより、地域住民に親しまれ、さらに周辺景観と調和した街並みが形成されるような緑化を進めていきます。
- ・ 地区の緑のうち大きな割合を占める農地については、将来にわたって保全していくため、土地所有者と協力して農地として担保していきます。そのため、市民農園制度の活用などを含め、その方策を検討していきます。

#### (つくる)

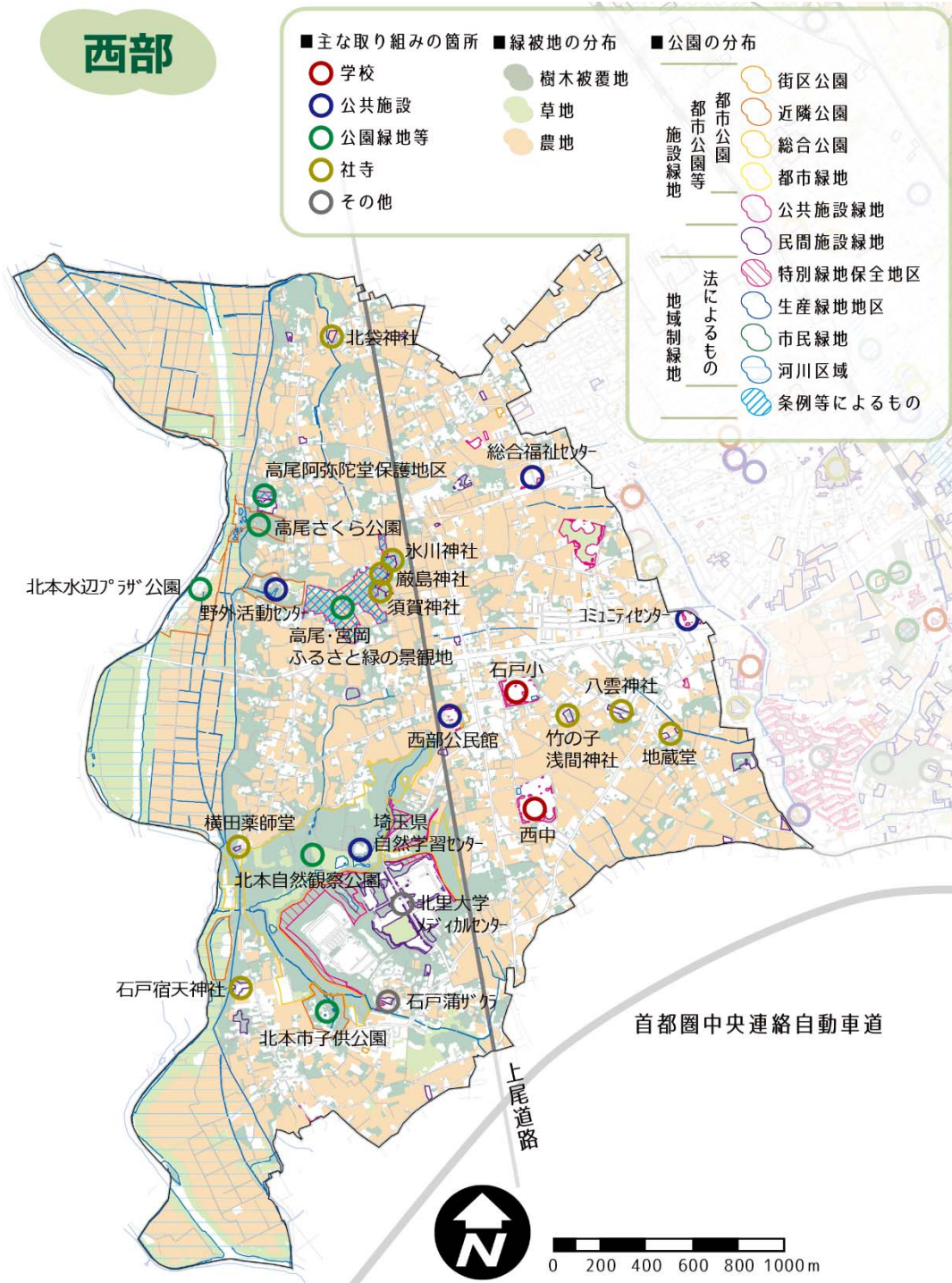
- ・ 地域避難所に位置づけられている北本自然観察公園周辺や北本市子供公園、野外活動センターは、防災機能を含めた公園施設の機能強化を進めます。

#### (ひろげる)

- ・ 市民が参画できる様々なイベント等を積極的に開催し、市民が緑にふれあうことがで



きる機会を増やすとともに市民意識を醸成します。あわせて、地域ボランティアによる公園の維持管理や情報発信などを行うことで、より地域に定着した公園緑地の活用を進めます。



■ 西部における主な取り組み箇所

## 石戸蒲ザクラ



石戸蒲ザクラは、樹齢 800 年といわれ、日本五大桜として大正 11 年に国の天然記念物として指定されました。

樹種は「カバザクラ」という世界でただ 1 本の品種で、白くて可憐な花を咲かせます。

「蒲ザクラ」の名は源頼朝の弟で「蒲冠者」と呼ばれた源範頼に由来すると言われ、数々の伝説にも彩られています。